

■協議会委員

団体・役職名		氏名	根拠法令
F I Cベース株式会社	代表取締役	加藤 眞一	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ (都市機能の増進)
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	常任理事	山本 悠介	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	専務理事	笹井 直木	法第 15 条第 1 項第 2 号イ (経済活力の向上)
茨木市 都市整備部	部長	秋元 隆二	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
立命館大学 政策科学部	教授	森 道哉	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
追手門学院大学 地域創造学部	教授	山本 博史	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	会長	山田 久敬	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (商業者)
(株)ガンバ大阪 顧客創造部 ホームタウン推進課	課長	河合 直輝	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)

(令和 5 年 4 月 26 日現在)